

告 示

埼玉県告示第百八十一号

測量計画機関である埼玉県荒川左岸南部下水道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

二 作業種類

公共測量（下水道台帳）

三 作業地域

さいたま市、川口市、上尾市の一部

四 作業期間

令和三年一月十八日から令和三年二月二十六日まで